

【イギリス】2015年欧州連合国民投票法

海外立法情報課 岡久 慶

* 2015年12月17日、2015年欧州連合国民投票法が成立した。この法律は、イギリスで長年の懸案となっていた、欧州連合への加盟を継続するか否かを問う国民投票の枠組みを決める法律である。

1 背景

イギリスにおいては、国民投票又は住民投票を行う際は、質問文、投票資格等を規定する議会制定法を定めることが、2000年政党、選挙及び国民投票法（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 c.41）に基づいて義務づけられている。これに基づき、イギリスの欧州連合（以下「EU」）への加盟継続の是非を問う国民投票の枠組みを決める2015年欧州連合国民投票法（以下「2015年法」）（注1）が、2015年12月17日に成立した。

この国民投票は2015年総選挙において保守党がマニフェストに掲げたものであり、その背景にはEU脱退論の高まりがある。

イギリスは1973年にEUの前身である欧州共同体に加盟し、1975年に行われた加盟の是非を問う国民投票では有権者の67%が賛成票を投じた。それから40年が経過して大きく世論が変わったのは、EUの東欧拡大に伴い同地域から安い労働力が流入して労働市場を圧迫する一方、欧州統合が進み、指令、規則、判例等を通じて国家の主権が侵害され、さらには加盟国増大に伴い発言力が低下している（欧州議会議員数751人中英国議員は73人）といった、ネガティブな見解の蔓延が挙げられる。さらには、2015年のシリア難民危機と、パリ同時テロ事件及びケルンの集団性暴行事件は、EUが掲げる「人の自由移動」に対する国民の忌避感を煽る結果となり、脱退支持は上昇を続け、2016年1月16日付のデイリーメール紙記事は、脱退支持が過去最高の53%に達したことを報じている。

キャメロン（David Cameron）首相及びオズボーン（George Osborne）財務相は原則的に加盟継続を支持しているが、与党保守党は過半数の議員が脱退派である。首相は他の加盟国との交渉を通じて、外国人労働者に入国後4年間は福祉手当を凍結するという譲歩を引き出すことで、党を説得し、国民投票を有利にする意向だったが、多くの与党議員はそれに納得せず、2016年1月5日、閣僚を含む与党議員が政府の立場と関係なく国民投票で自由に運動し、投票できることを認めることとなった。内閣の連帯責任を貫くことで閣僚から辞任者が出ることを恐れたと推測されるが、もし脱退が決まれば、首相及び後継者筆頭といわれる財務相の立場にも悪影響が出かねず、交渉の成果に注目が集まっている。

2015年法は本則14条及び附則3から構成される。以下に主な規定を解説する。

2 2015年欧州連合国民投票法の概要

(1) 国民投票の期日、質問文

国民投票の具体的期日は、2016年5月5日（ウェールズ国民議会、スコットランド議会、

北アイルランド議会及び一部イングランドの地方自治体の選挙と重複)及び2017年5月4日(全国的選挙と重複)以外の日で、2017年12月31日までの期日を規則により国務大臣が定めることとする。また質問文は「連合王国はEU加盟国であり続けるべきか、それともEUを脱退すべきか?」とする。法案が最初に提出された段階では質問文は「連合王国はEU加盟国であり続けるべきか?」であったが、「はい」か「いいえ」による回答形式が偏った印象を与えかねないとする選挙委員会(注2)の指摘もあり、現在の形に改正された。

(2) 投票資格

下院の議会選挙において投票資格を有する者が、当該国民投票における投票資格を有する。具体的には18歳以上のイギリス市民、在英アイルランド共和国市民、在留許可又は居住権を有する英連邦諸国市民がこれに該当する。また上院議員は通常下院の選挙で投票できないが、地方選挙において投票権を持つ者については投票資格が与えられることとなった。加えてジブラルタル在住の英連邦諸国市民についても、欧州議会選挙への投票資格があれば国民投票の資格が認められる。投票資格が、原則として国政選挙の有権者に限定されたのは脱退派の意向が強く反映していると言われる。資格の基準が地方選挙又は欧州議会選挙だった場合は、100万といわれるイギリス在留EU市民が選挙資格を有することになるからである。また年齢面でも、投票資格を反EU感情の薄い16~17歳にまで拡張しようとの声があり、上院で改正案が通過するに至ったが、下院の強い意向で撤回された。

(3) 実施規則

国務大臣は規則によって国民投票の実施に必要な規定を設けることができ、特に国民投票を他の投票と一緒に実施することができる。法案が提出された時点で、政府は国民投票を他の投票と合同で実施するか決めておらず、前述した2016年5月5日及び2017年5月4日を実施日から外す規定もなかった。しかし選挙委員会は、超党派で運動が行われる国民投票においては他の選挙と合同しない方が論点が明確となるという意見を表明しており、こうした議論を踏まえて他の選挙予定日と重複しないこととする規定が導入された。

(4) 判断材料となる情報を公表する義務

国務大臣は、国民投票の10週間前までに、次の2つの報告書を議会に提出しなければならない。①EUに対する改革の要請に関する他の加盟国との交渉結果及び得られた合意に関する政府の所見。②イギリスがEUに加盟していることで生じる権利及び義務、並びにEUに加盟せず別の形でEUと取決めを結んでいる国の実例。

注(インターネット情報は2016年1月21日現在である。)

(1) 次の資料を参照。*European Union Referendum Act 2015 c.36*. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/36/contents/enacted>>

(2) 議会が設置した選挙監視機関。次のサイトを参照。 <<http://www.electoralcommission.org.uk/>>

参考文献

- ・ 山田邦夫「英国における対EU関係の見直し—権限バランスレビューと『残留・離脱』国民投票—」『レファレンス』No.780, 2016.1, pp.63-89. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9616693_po_078004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>